

職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって（談話）

平成24年10月9日

茨城県人事委員会委員長 江橋 湖三郎

本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本年は、職員と民間の給与を比較したところ、月例給については、職員の給与が民間の給与を一人あたり220円（0.06%）下回っていましたが、その較差は小さいことなどから、改定を行わないこととしました。特別給についても、おおむね民間と均衡していることから、改定を行わないこととしました。

一方、50歳台後半層における公民の給与差等を考慮して、給与構造改革における経過措置額の廃止や昇格制度の見直しを行うこととしました。また、若年・中堅層の職員を対象に号給の調整を実施することとしました。

公務運営関係については、有為な人材の確保・育成、能力・実績に基づく人事管理、勤務環境等の整備、高齢期の雇用問題、公務員の労働基本権問題、服務規律の遵守に関する課題について報告しました。これらの中でも高齢期の雇用問題は喫緊の課題であり、今後の国の検討状況等を注視しつつ、早急に対応を検討していく必要があると考えます。

職員にあっては、一人ひとりが県民全体の奉仕者であるとの自覚を持ち、県民の視点に立った、質が高く効率的な県民サービスの提供に努め、高い倫理感と使命感を持って全力で職務に専念されることを強く望みます。

県民各位におかれましては、労働基本権制約の代償措置である人事委員会勧告の意義と、各部門で職務に精励している多くの職員がいることについて、深い御理解を賜りますようお願いいたします。